

令和8年度「AOMORI MORNING MARKET」出店要項

【「AOMORI MORNING MARKET」の開催目的】

青森市では、クルーズ船寄港回数の増加などを踏まえ、観光客の市内滞在時間を延伸し、観光消費額の拡大につながるよう、魅力的な「朝のアクティビティ」の創出などに取り組んでおります。この MARKET は、キッチンカー等を誘致したイベントを実証実験として開催し、早期営業等の有効性について検証を行うことを目的とします。

1.開催日時、出店形態について

区分	実証実験①	実証実験②
実施日	8月7日(金)	10月4日(日)
実施時間 (交通規制時間)	6:30~10:30 (5:30~11:30)	8:00~12:00 (7:00~13:00)
実施場所	古川グルメ・ファッション通り (青森市古川一丁目18-1地先~20-2地先)	
出店形態	22者 (内訳) キッチンカー(5m×2.5m) 8者 出店ブース小(2.5m×2.5m) 8者 出店ブース大(3m×3m) 6者	
クルーズ船寄港状況	飛鳥II、ダイヤモンド・プリンセス	カーニバル・ルミノザ

※出店者テント(ウエイト等含む)はご自身でご準備ください。

2.出店ブース配置図



3.出店者について

(1)本イベントの目的に合った出店者として主催者が選考した方

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用する者は出店できません。

※応募が定員に達した場合は、主催者にて選考を行います。

4.出店料について

本イベントは、青森市の「朝観光」の確立に向けた実証実験として実施するため、出店料は無料とします。ただし、実証実験に伴うアンケート調査（売上額の報告等）への回答を、出店する際の必須条件とさせていただきます。

5.出店場所について

出店場所は主催者にて事前に決めさせていただきます。

6.出店内容について

本イベントでは、青森市の「朝観光」を共に創り出していただける出店者を、飲食、物販を中心としながらジャンルを問わず幅広く募集します。

※事前に公式 SNS などでお店者紹介を行います。

7.応募方法について

「出店お申し込みフォーム」（Google フォーム URL）からお申し込みください。

応募締切：令和8年6月19日（金）

※フォームからのお申込が難しい方は、主催者までお問い合わせください。

8.選考方法について

本イベントのコンセプトに合った出店者を主催者が選考いたします。選考結果は、メールでお知らせします。

9.厳守事項について

以下の事項は、本イベントにおける厳守事項です。

いずれかに違反された場合は、主催者の判断により即時退去していただくことがあります。

また、以下の事項に関連して発生した事故・トラブルなどについては、すべて当事者の責任とし、主催者は一切の責任を負いません。

- (1)会場内での政治活動、宗教の勧誘、連鎖販売取引、その他主催者が不当と判断した出店は認めません。
- (2)来場者及び出店者間での傷害等暴力行為があり、開催が難しくなった場合、青森地方裁判所に申し立てをし、当事者に対して損害賠償を請求します。
- (3)本イベント内での販売商品、対人・対物、傷害、金銭に関するトラブルにつきましては、出店者とお客様の間で直接解決していただくものとし、主催者は一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- (4)食中毒が発生した場合は主催者に報告し、指示に従ってください。衛生管理には十分注意をお願いします。
- (5)品物の販売に必要な法律等に係る表示を適正に行ってください。
- (6)品物の販売に必要な法律等に係る許可・届出を証するものを必ず店頭に掲示してください。
- (7)出店物等の先送りや保管は出来ません。
- (8)出店物の搬入・設営・撤去の準備は指定された時間内に各出店者で行ってください。運営管理のため、当日の開始時及び終了時にはイベント時間の前後1時間で設営、撤収作業を完了してください。(特に8月7日は、本イベント終了後に昼ねぶた運行に伴う交通規制のため、撤収完了時間を厳守くださるようお願いいたします。)
- (9)商品の展示・管理・対応・販売は各出店者で行ってください。
- (10)自店で飲食したお客様用のゴミ袋及びゴミ箱を設置し、そこへ捨ててもらいようお声掛けをお願いします。
 - ・自店で出たゴミは種類を問わず必ず全てご自身でお持ち帰りください。
 - ・近隣住民及び警察・市と連携し、不法投棄を確認した場合は、即座に警察へ通報いたします。
- (11)電源の貸出はありません。発電機の使用は自己責任のもとご自身でご用意ください。

- (12) イベント期間中エリア内は禁煙となります。
- (13) タープテント等を使用の際は、ご自身で用意したウエイト等でしっかりと固定してください。
- (14) 排水・廃油等は各自で持ち帰り処分してください。くれぐれも近隣の公園などに排水はしないでください。
- (15) 調理を行う場合は、テント下に養生シートを敷き汚損しないように努めてください。万が一傷や汚れをつけた場合は、速やかに主催者に報告し、主催者の指示に従い原状回復に努めてください。
- (16) 火気器具を使用する場合は、令和8年7月3日(金)までに「露店等の開設届出書」を主催者へ必ず提出してください。(主催者が取りまとめて消防署に提出いたします。) また、消火器(粉末ABC消火器)を1本以上準備し、消防署の指導を遵守してください。
- (17) 飲食(食品の販売・調理)を伴う出店者は、青森市保健所から発行された「食品営業許可証」の写しを、令和8年7月3日(金)までに主催者へ必ず提出してください。
- (18) 出店者用駐車場は、主催者で準備しません。当日の出店に係る駐車場については、お近くのコインパーキング等をご自身の負担でご利用ください。

10.開催中止について

以下に記した判断基準を超えると想定される場合は、開催日の前日の午前中までに中止の連絡を出店者へお知らせします。中止となった場合の出店はできません。また、急な天候悪化による災害が発生した場合や中止要請が出た場合は、その時点で中止となる場合があります。

- ・開催日直前に災害による被害が会場で発生し、開催困難な状況の場合
- ・自治体や警察から緊急事態が宣言され開催が困難な場合
- ・台風・強風等自然災害で被害が及ぶおそれがある場合
- ・時間雨量が20mmを超える予報の場合(大雨警報レベル)
- ・風速が15mを超える予報の場合(暴風警報レベル)
- ・前線が近づいており気圧の谷が青森市付近にある場合(自治体に従う)
- ・青森地方气象台が震度5弱以上を観測及び津波注意報を発表した場合
- ・停電や市内の交通レベルの低下(液状化等)と市民生活への影響(物資の不足等)がでている場合

11.その他

当出店要項に記載の無い事項は、別途主催者と協議することとします。